

◆ 商工提携保証「スクラム」概要

融資対象者	<p>県内に事業所を有する小規模企業者（常時使用する従業員数が20人〈商業又はサービス業の場合は5人〉以下の会社及び個人等）であって、次の要件をすべて満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 同一事業を1年以上営み、1回以上の税務申告を実施している方。 • 商工団体の会員歴が6ヵ月以上あり、かつ会費の滞納がない方、又は商工団体の経営指導員による経営（記帳）指導を6ヵ月以上受けている方。 																		
貸付限度額	<p>1,250万円以内 （既にご利用いただいている保証付融資残高との合計額が1,250万円以内） ※但し、運転資金の場合は、直近決算による平均月商の3ヵ月分を上限とします。</p>																		
資金使途	事業資金																		
貸付形式	<p>証書貸付、手形貸付及び手形割引 但し、極度設定のある貸付・割引（根保証形式）を除きます。</p>																		
保証期間	<p>10年以内（据置期間は1年以内） 但し、一括返済の場合は1年以内</p>																		
返済方法	一括返済又は分割返済																		
信用保証料率 〔注〕	<p>リスク考慮型保証料率の場合 （単位：年%）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>第1区分</th> <th>第2区分</th> <th>第3区分</th> <th>第4区分</th> <th>第5区分</th> <th>第6区分</th> <th>第7区分</th> <th>第8区分</th> <th>第9区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.05</td> <td>1.85</td> <td>1.65</td> <td>1.45</td> <td>1.20</td> <td>0.95</td> <td>0.75</td> <td>0.55</td> <td>0.35</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 責任共有対象外保証の基準料率より小口零細企業保証制度の割引として一律0.10%引下げた料率から、さらに商工提携保証割引として一律0.05%引き下げた料率となっております。</p>	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	2.05	1.85	1.65	1.45	1.20	0.95	0.75	0.55	0.35
第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分											
2.05	1.85	1.65	1.45	1.20	0.95	0.75	0.55	0.35											
貸付利率	金融機関所定利率																		
担保	原則として無担保																		
保証人	原則として法人の代表者を除き不要																		
申込窓口	<p>商工団体窓口方式／金融機関経由 ※商工団体が取扱窓口となって事前調査を行い、金融機関を経由して申込。</p>																		
添付書類	信用保証申込事前調査票																		
その他	「小口零細企業保証制度（全国統一）」に準拠した提携保証制度																		

〔注：信用保証料率〕

- 「中小企業の会計に関する指針」に準拠して財務諸表を作成している会社の場合は、さらに0.10%引下げた料率を適用します。
- 利用する保証制度によって、信用保証料率が異なることがあります。

※なお、詳しい制度内容等につきましては、当協会の本店または各支店までお問い合わせください。